

平成30年3月予算特別委員会総括質疑

平成30年3月19日

維新の会 久保高章

1. 中学校給食について
2. 外郭団体への普通財産の貸付料、行政財産の使用料について
3. 地方卸売市場の現状と今後について
4. 施策評価における人事評価及び職員育成について
5. 国民健康保険料の収納率及び不納欠損額について

1. 中学校給食について

1-① 先ずは、中学校給食の実施に向けたこれまでの取り組みと 30 年度以降のスケジュールについてお伺い致します。今回、教育委員会ではなく市長部局にお伺い致します。

先日の代表質疑でもお伺い致しましたが、平成 26 年 9 月 18 日各紙に「今後 3 年間で小中学校へ空調整備を行い、その後中学校給食を導入します。」と掲載されました。しかし、昨年 11 月 9 日の新聞に、平成 34 年 6 月より中学校給食開始とあり愕然と致しました。各紙報道には温度差はありましたが、読売新聞には確かに空調後に「導入」とありました。この「導入」とは広辞苑によると導き入れること。とり入れて役立てることとあります。例えば「新しい機械を導入する」と言えば機械を設置する意味です。この「導入」イコール実施と言う意味であると思います。代表質疑の答弁は全く答えになっていませんでした。あの時の記事をどのように説明されますか。お答え下さい。

1-② では、財政が苦しいので百歩譲って空調の 3 年間、ハード部分は難しいと思います。しかし、この 3 年半の間にハードに取り掛かる準備はできたのではないかと思うのです。予算にしても 27 年度 261,000 円、28 年度、29 年度 430 万円、30 年度 5800 万円、合計 66,861 千円です。31 年度も 5 千万円程の予算とすると合計 1 億 2 千万円程です。27 年から 29 年まで毎年 4 千万円予算組すれば 30 年度から設計、施工に取り掛かれたのではないのでしょうか。お金がないが断り文句となっていて、実施に向けて全力で取り掛かる誠意が全く見えません。財政が苦しいのでこの準備ができなかったのでしょうか。お答え下さい。

1-③ これまでの取組を振り返ると平成 26 年 9 月に決定され、27 年度予算は 261,000 円、平成 27 年 9 月に検討委員会条例提出、平成 28 年 1 月に第 1 回検討委員会、第 2 回検討委員会は 4 か月後の 5 月に行われています。平成 26 年 9 月から 28 年 8 月までの約 2 年間は、ほぼ空白状態で検討委員会が 3 回行われただけです。28 年 11 月から 29 年 2 月の間のみ毎月委員会を開催しています。全力で実施するために努力しているとは言えない状況です。このスケジュール、2 年間ほぼ空白ですがどのように説明されますか。

1-④ では、お伺い致しますが、平成 26 年 9 月以降の給食実施までの事業計画書、明確なタイムテーブルは作成されていますか。

1-⑤ この計画、スケジュール感が、最重要施策であり最重要課題と認識したうえでの計画なのでしょうか。

1-⑥ 通常、事業を実施するにあたり他都市を調査、研究を行い供用開始時期を決定し、その逆算で計画を策定するのではないのでしょうか。最近の大きな投資で言えば、耐震化、空調、システムのオープン化、複合施設、保健福祉センター、お城にしても供用開始年月を決定して準備を進めています。他都市を調べればこの方式ならいつ頃を目途にと、方式ごとの実施予定時期が計算できます。導入という言葉をもってあえて開始予定時期を明らかにしなかったのでしょうか。

1-⑦ では、次に今後PFI官民連携方式を採用されようとしています。本来、「PSC」（公共が自ら実施する場合の事業期間全体を通じた公的財政負担の見込み額の現在価値）と「PFI事業のLCC」（Life Cycle Cost）の比較を同一の尺度で定量化したうえでVFMの効果がある事を確認したうえでPFIを選択するのですがVFMの評価がまだの段階でPFIの計画を立てているのはなぜでしょうか。

1-⑧ では、VFMの効果が仮になければ従来方式に計画変更するのでしょうか。そうすると又、一から調査、研究、財源の確保と同じことを繰り返すのでしょうか。

1-⑨ 配布資料をご覧ください。事前に従来方式（公設公営、公設民営）とPFIのコストと開始までの期間を比較し表にして頂きました。従来方式で初期費用39.4億、維持管理6億、PFIで初期費用35.8億、維持管理5.5億とコストは従来方式が10%程高いことが示されました。期間に関しては従来方式が2ヵ月の短縮となっています。しかし、この期間は最長を見られているように見えます。基本設計と実施設計を同時進行させるなど工夫すればPFIより半年から1年は短縮できるのではないかと思います。一日でも早く開始する為にも時間をお金で買うしかないと思うのですが。供用開始までは、期間の短い従来方式を選択し、維持管理はPFIという選択肢はないのでしょうか。

1-⑩完 今後、事業決定から開始まで総合計画の優先順位に従って優先度の高いものは事業決定と同時に事業開始時期を明確に決定し、それに向けてのタイムテーブルを作成したうえで議会や市民に説明を行う事を要望致します。

又、中学校給食実施準備にあたっては、VFMの評価すら出ていない中でPFIありきでは無く供用開始までの最短の方式を選択する事を第一目標に公設公営、公設民営、PFI、各方式に

において供用開始までの期間を早急に試算開示し最短方式を選択して頂くよう強く要望致します。

2.外郭団体への普通財産の貸付料、行政財産の使用料について

2-① 続いて外郭団体への普通財産貸付料並びに行政財産の使用料についてお伺い致します。これは、平成26年9月議会において、当時、約3億円以上もの土地建物の賃料が無償或いは減額されていることに対して質問をさせて頂きました。その際、「現在、貸付料等の減免の取扱いが多様となっている実態があることから、そのあり方について庁内で見直しの作業を進めているところです。」とご答弁頂きました。その結果、昨年1月に外郭団体に対する土地、建物の貸付料の2分の1を有償とする基準が出されました。庁内で見直しの作業を行われた結果、なぜ2分の1を有償とすることとなったのか根拠及び具体的な理由をお聞かせ下さい。

2-② 30年度予算において尼崎環境財団、尼崎地域産業活性化機構、尼崎市シルバー人材センター、尼崎緑化公園協会からの用地代、近畿高エネルギー加工技術研究所からの建物代の2分の1の貸付料を有償化することにより14,249千円の効果額があったとされました。しかし、「ここに大きな落とし穴」があります。尼崎環境財団は現行6,154千円徴収していたものを3,577千円、尼崎緑化公園協会は2,984千円を1,492千円と徴収料が減額されています。なぜ、従来支払われていた貸付料を本来は徴収増を目的にしている中、減額されているのでしょうか。お答えください。

2-③ 30年度主要事業の掲載の仕方についてお聞き致します。現状の記載では、5団体全てが貸付料無償から2分の1減免に改めたような誤解を与える記載となっています。3団体は無償から2分の1の貸付料を支払い効果額は18,318千円で、2団体は、4,069千円減額となりその減額の理由も同時に記載する必要があると思いますが如何でしょうか。

2-④ 現在、9施設が無償、2施設が減免基準により無償のままです。2分の1減免でこれらを合計すると123,720千円となります。個々の団体の理由はあると思います。全額有償である団体もある中、無償にしているそれぞれの大義名分をお答えください。

2-⑤ 貸付料等の減免基準に基づき2分の1を徴収すれば約2億円になります。これは、市民の大切な収入です。社会福祉法人に2分の1を求めるのであれば、なおさら身内の襟

を正すべきであって、外郭団体へまずは求めるべきではないでしょうか。如何でしょうか。

2-⑥ 曖昧な理由でこれをいつまでも先送りすることは、非常に無責任であり不透明です。無償、減免が必要な場合、2分の1をまずは徴収した上で補助金にて助成し、予算で「見える化」すればいいと思います。如何でしょうか。

2-⑦完 外郭団体への普通財産貸付料並びに行政財産の使用料については、30年度主要事業において「歳入減」にも拘らず「歳入確保」と誤解を生む記載は看過する事はできません。正確に記載する事を要望致します。又、現状、9施設が無償、2施設が減免基準により無償のままです。個々の団体の理由はあると思いますが、現状では全く見えない状態で「隠れ補助金」となっています。まずは、貸付料等を徴収した上で補助金にて助成し予算に反映することによって「見える化」して頂く事を強く要望致します。

3. 地方卸売市場の現状と今後について

3-① 続いて地方卸売市場の現状と今後についてお伺い致します。先日の代表質問において「卸売市場の現状は、青果部卸は再入場したが水産部は卸が不在で仲卸業者の減少が課題であり、平成25年2月に市場運営委員会より今後については「適正規模に集約し再編が望ましい」「代替地が無い中で現地での再整備」などの提言を受けたが、本市としてのあり方検討は、その後の状況の変化をうけて中断している」と答弁頂きました。なぜ、中断したままなのでしょうか。

3-② 市場は、昭和42年から現在の地で創業され市内の生産者への安定的な販売ルートの確保、又、公正な価格決定などの役割を果たしてこられました。しかし、平成25年12月には青果卸が廃業し、昨年9月には水産卸が撤退するなど過渡期を迎えていると思います。本来、5年後、10年後の市場のあり方もそうですが、あの「土地の活用」をどのようにするのか。すでにその方向に向かって始動する時期は過ぎているのではないかと思います。如何でしょうか。ましてや中断とは考えられません。如何ですか。

3-③ あの場所は、本市尼崎にとって最後の非常に大切な核となる土地であると思います。土地の広さは64,000㎡、19,393坪、京セラドーム2つ分です。資産価値で言うと路線価図で㎡81,000円、坪267,300円となっていますが、実勢価格はJR尼崎駅より徒歩15

分と好立地で、坪 70 万円は下らないのではないかと思います。そうなると約 135 億円の資産価値です。この資産をこのままの状態で放置するのは市民の財産を無駄にしているのではないのでしょうか。まずは、市場のあり方、場所を議論し、早急に今後の方向性を決める必要があると思います。如何お考えでしょうか。

3-④ この様な中で今回の市場への給食センターの候補地という事です。なぜ、西向島公園（工業専用）、小田南公園（工業）の候補地の中からこちらが選ばれたのでしょうか。市場の今後の利活用を十分考えた上での選択でしょうか。お答え下さい。

3-⑤ この地の将来のランドデザインの無い中、給食センターを立地してしまっているのでしょうか。給食センターはすぐにでも設置する必要がありますが、あの場所ではたしているのでしょうか。現在の計画では北側に予定されています。そうするとあの土地の価値が半分以下になる恐れがあります。あの土地は、南北面に接道していることにより価値があります。全ての施策の進め方が付焼刃的にその場をつくろい将来設計が全くないように思いますが、如何お考えでしょうか。

3-⑥ あの土地のように一定の広さの土地であれば、東京の豊島区のような税金を使わず、官公庁舎と民間住宅施設が 1 つの建物に同居する画期的な複合施設が可能ではないかと考えます。民間では、土地のオーナーが敷地にマンションを建てて自らがその一室に住み、他室から得た賃料で住宅ローンを賄うという手法が用いられます。公たる豊島区はまさにこのような手法を民間と手を組んでやってのけました。以前、丸岡議員もこの豊島区の手法を質問されていました。唐突な質問ですが、これらを一例として総合計画に定められた「ありたいまちの実現」に向けた取組として様々な課題を勘案したまちづくりのランドデザインを描くことはできないのでしょうか。

3-⑦ 今後は、自治体の経営感覚が重要です。5 年後、20 年後の中長期の将来設計を行った上で、その具体的な目標に向かって人物金を綿密に考え公共投資を行わなければなりません。給食センターの建設を一例として既に決まった状態で提案され、将来ビジョンもなく、時間もない状態で賢明な自治体経営がなされていると言えるのでしょうか。市長お答え下さい。

3-⑧完 今後の地方卸売市場のあり方、あの土地の本市にとっての利活用方法、又、給食センターの設置の妥当性を早急に示して下さい。本市には、こういった市民の財産をいか

に活用してリターを得るかのアイデアや工夫が全く見えません。公共性、公益性プラス今後は、合理性、効果性、経済性、有効性が求められます。このことが自治体経営そのものでありリターンをいかに得てそれを市民に還元する事だと思います。こういった考え方のもと自治体運営を行って頂く事を強く要望致します。